

1 社盛医発第 4 3 0 号
令和 2 年 3 月 1 9 日

医療機関院長 殿

盛岡市医師会
会長 和田 利彦

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（その14）
【新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について】

3 月 11 日付で厚労省から盛岡市保健所を通じて「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点」の文書が届いているかと存じますが、これに関連して日本医師会では地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策をまとめた文書（資料 1）の中で、「インフルエンザなどの場合には検査をせずに臨床診断にて治療薬を処方することをご検討ください」との考えを示しております。

日本医師会の見解については報道等でも公表されたことから、いくつかの医療機関より対応に関するお問い合わせを頂いているところですが、岩手県医師会では、県当局や日本医師会からの説明を受けて、その解釈について資料 2 のとおりとしておりますので、お知らせいたします。

資料1

日医発1202号（地461）（健Ⅱ314）F

令和2年3月11日

都道府県医師会長 殿

郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長

横倉 義武

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）宛に新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点についての事務連絡が発出されました。

本件は、発熱や上気道症状を有する等、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来院した際の留意点について、一般の医療機関においても十分に了知いただきたい内容の周知を求めるものであります。

（以下、厚生労働省事務連絡の留意点の抜粋及び注記）

1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策

基本的に誰もがこのウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること、また、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、後述の検体採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底で差し支えないこととされております。

上記について、日本医師会として、新型コロナウイルス感染症に関する知見が得られていない現状では、例えばインフルエンザなどの場合には検査をせずに臨

床診断にて治療薬を処方することをご検討ください。

2. (1) 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下、同様。）を診察する際の感染予防策

- ・患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等及び眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン、手袋を装着すること。
- ・患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（同上）、ガウン、手袋を装着すること。
- ・患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

2. (2) 原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、1. 及び 2. (1) に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこととされております。

3. 応招義務

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法第 19 条第 1 項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症の患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配のほどお願い申し上げます。

インフルエンザ検査に関する対応について

日本医師会より、3月11日付けで別添文書「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」が都道府県医師会、郡市区医師会宛てに発出されました。この内容が報道等でも公表されたことから、インフルエンザの検査に関するお問い合わせが県医師会や郡市医師会に何件か寄せられたため、当会で岩手県当局、日本医師会、担当常任理事からご説明をいただきました。

その結果、あくまでも医療機関を守ることが目的であることから

- ① 検体を採取する場合には防護をしっかりとおこなう
- ② 防護具が無いなどの理由で心配な場合は、悪寒、発熱、関節痛、結膜充血などの臨床診断のみで治療、処方する
- ③ どちらの方法も不安な場合は、従来通り『相談センター』に連絡して『帰国者・接触者外来』を受診していただく

という解釈をお願いしたいとのことでした。

(岩手県医師会事務局)

日本医師会からの「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について（R02.3.11）」に関する解釈

岩手県医師会事務局 保険係

新型コロナ感染症かインフルエンザ感染症の症状判断が困難な現在の状況において、来院患者を診察する医師が、これまでの経験からインフルエンザを疑う(新型コロナ感染かインフルエンザのいずれか不明)場合、インフルエンザ検査をしないでインフルエンザの診断を下して処方薬を発行することは差し支えないと解釈いたします。

なお、インフルエンザ検査は省略しても、問診・視診による診断は(無診察診療とならないために)行ってください。また、その後の状態について電話(再診)をさせていただきます。

また待合室、個室等の構造上の制約、医療者がマスク、フェイスシールド等の防御態勢がとれないことによる来院のお断りの際には、他の患者、医療者等へ感染防御が出来ないことの理由を伝え、患者や当該医療機関から、保健所への相談と接触者外来医療機関への受診を勧めることを必ず伝え、応召義務違反にとられないよう努めてください。

問合せ 岩手県医師会事務局 藤村 (TEL 019-651-1455)